

## ■ 研究ノート

## 日照減少が太陽光発電に及ぼす影響と司法判断

## —受光利益と受光権—

諏訪 亜紀

(京都女子大学現代社会学部教授)

## I. はじめに

近年の気候変動問題を背景として、再生可能エネルギーの導入が喫緊の課題となっている。太陽光発電に関しては、非都市部における大規模導入(いわゆる「メガソーラー施設」など)によって土地の改変が行われ景観上・防災対策上問題視される事例が見られる。例えば非住宅用太陽光発電の場合、適切な配慮なしに農地や林地などに設置され、景観上・防災上の議論が生じる場合などである。これらの場合、基本的には設置者の責任が問われる場合が多いが、他方設置者が被害者になりうるケースも考えられる。特に都市部においては、近隣の建物との関係性によって十分な日照の確保が困難になる場合等において太陽光発電設置者の権利が潜在的に侵害される可能性がある。今後我が国で太陽光発電を含む再生可能エネルギーの導入を促進する上で、再生可能エネルギーは益々重要性を帯びるものと予想されるが、再生可能エネルギー導入に関する権利保障が充分でない場合、再エネ導入の足枷となるおそれもある。本稿では導入主体の権利がこれまでどのように法的に議論されてきたか、判決を基に検討する。

## II. 背景

我が国における太陽光発電は、2009年7月の太陽光発電の余剰電力買取制度によって第一段階の拡大期を迎えた。さらに平成2012年7月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再エネ特措法」)に基づく固定価格買取制度(Feed-in-Tariff, FIT制度とも呼ばれる)の開始を受け、本格的な導入加速をみた。固定価格買取制度とは、一定の要件を満たした再生可能エネルギー発電設備で発電された電力

を、一定の買取価格にて売電できる制度である。これらの推進制度を背景に、日本における導入量は、近年着実に伸びており、2019年度末累積で5,901万kWに達している<sup>1)</sup>(資源エネルギー庁2021)。

なお、固定価格買取制度については、これを支える電力需要家からの再エネ賦課金の上昇(2021年度で約2.7兆円見込み)の抑制などを目的として、FIP制度への移行が決定された。FIP制度とはfeed-in premiumの略で、固定価格ではなく、再エネ発電事業者が卸市場などで売電した時、売電価格に対して一定プレミアム(補助額)を上乗せするものである。

FIP制度では再生可能エネルギー導入者の収入は市場連動型となるため、固定価格買取制度下と同様の導入促進効果があるか懸念がある。しかし、各住宅メーカーなどが太陽光発電を標準設備として販売するケースも増えており、また売電にとらわれない、自家消費などの新たな太陽光発電導入の形が定着しつつあり、FIP制度の下でも太陽光発電の需要は一定程度継続するものと見込まれる。

一方、太陽光発電事業をめぐるのは、規模や立地条件に応じてさまざまな議論が生じている。住宅用太陽光発電の場合には、発電設置後に近隣に大規模な建物が建築され、これにより太陽光発電設備に十分な日照が確保できなくなった場合が生じているが、再生可能エネルギー導入に関する設置者の権利保障が充分でない場合、再エネ導入の足枷となるおそれもある。そこで本稿では、受光利益に関する損害賠償請求の可否につき、判例を基に検討を加える。

### Ⅲ. 名古屋地判平成20年10月2日判決 平成17年

#### (7) 第4615号損害賠償請求事件 (平成20年4月21日口頭弁論終結)

##### 1. 事実の概要

本件は、原告らが、被告に対し、被告が分譲用マンションとして建設した鉄筋コンクリート造陸屋根7階建て建物（以下「本件マンション」という。）によって隣地に居住する原告らが日照被害を受けたとして、不法行為による損害賠償請求権ないし損失補償約束による補償金請求権（信義則に基づく請求を含む）に基づいて、慰謝料、ソーラー発電システムのモジュール増設費用及び弁護士費用に相当する金額の支払を求めているものである。

原告は鉄骨造陸屋根3階建ての自宅建物（以下「原告建物」という。）を建設して居住している。また、原告らは、平成9年8月に原告建物を新築するにあたり、3階屋上部分に、住宅用ソーラー発電システムを設置して利用するようになったところ、本件マンションが建設されるまで、同システムについて、他の建物の日影による影響を受けることはなかった。

被告は、マンションの建築販売等を目的とする株式会社であるが、原告敷地の南側隣地に、平成17年4月に建築面積113.00平方メートル、延床面積5706.24平方メートル、主要用途共同住宅（65戸）構造鉄筋コンクリート造階数地上7階、高さ21.09平方メートルのマンションを建設した。

本件敷地とその周辺は、都市計画法上の用途地域としては、第1種住居地域とされており、建築基準法56条の2第1項の規定に基づく「名古屋市中高層建築物日影規制条例」による規制値では、その地上に高さ10メートルを超える建築物を建築する場合、冬至日の真太陽時で午前8時から午後4時までの8時間において、平均地盤面から4メートルの高さの水平面に、敷地境界線から5メートルを超え、10メートル以内の範囲では4時間以上、10メートルを超える範囲では2.5時間以上、日影となる部分を生じさせないようにしなければならないものとされている。

##### 2. 判決の要旨

請求棄却（下線は引用者）

##### 1. 不法行為の成否について

「日照権侵害については、その侵害が社会通念上一般に受忍すべき程度を超えた場合に違法となるものであり、受忍限度を超えているか否かの判断に当たっては、地域性、日影規制違反等の公法規制違反の有無及び程度、建築に当たっての周辺建物への配慮の有無及び程度；被害の程度、従前の状況との比較、交渉経過等を総合的に考慮することになる。

前記認定事実によれば、本件敷地周辺は、第1種住居地域であり、建物は2階建ての住居が多いものの、周辺には準工業地域や近隣商業地域、商業地域も多く、本件土地周辺も次第に宅地開発が進んできていること、本件マンションは、日影規制に適合しており、その他の公法規制にも違反した点はないこと、被告は、本件マンションの建設に当たっては、北側隣地にある住居への日影の影響や建物までの距離による圧迫感などを少なくするとともに、空地の割合も多くするため、可能な限り、南側に寄せて建てることにし、北側隣地との境界線から建物の壁面までの距離もなるべく広げ、高さも7階建てにし、容積率や建ぺい率の面からも余裕をもたせた設計にしていること、本件マンションによる原告建物への日影の影響は、平均地盤面から高さ4メートルの水平面において、冬至日の真太陽時で、午前8時から午後4時までの8時間を見ると、敷地境界線から5メートルを超え、10メートル以内の範囲では、約3時間15分、10メートルを超える範囲では、約2時間20分であり、日影規制の範囲内となっており、平均地盤面における日影を見ると、冬至日では、原告敷地の南半分が4時間を超える日影があり、北半分についても2時間超4時間以内となっているが、立春（2月4日）になると、4時間を超える日影があるのは、南端のわずかの部分であり、北側の半分近くは2時間以内の日影になり、春秋分になると、南西端のわずかな部分を除けば日影は1時間以内であり、敷地の3分の2ほどは午後4時までの間では日影を生じないこと、もっとも、本件敷地にはもと染

物工場があったもので、工場がなくなってからはテニスコートとして利用されていたことから、原告らが原告敷地に住むようになった昭和53年以降、本件敷地に日照を遮るような建物が建っていなかったことから、原告建物においては何らの制限を受けることなく日照を享受していたこと、被告は、本件マンションの建設に当たり、原告らをはじめとする近隣住民の理解を得るため、住民からの厳しい批判を受けながらも粘り強く交渉に当たり、守る会との間で工事協定を締結するとともに、日照被害をはじめとして近隣住民が被る影響に関して守る会の住民に対し損失補償をすることを申し出て、1戸当たり、日照被害に対する補償として、冬至日影1時間当たり15万円（4時間の住民につき60万円、3時間の住民につき45万円）、工事迷惑料15万円、プライバシー対策費等50万円の125万円又は110万円を提示し、原告らに対しても他の住民と同一の基準により補償金額として125万円を提示し、本件マンションの建設主体として、責任ある対応をしていたものであり、かかる被告による損失補償の提示内容は、近隣住民が被る被害を填補するに十分なものといえることなどが認められるのであり、原告らが享受していた以前の状況と比較すると、原告らが被る日照被害の程度は決して軽いとはいえないものの、本件のマンションが日影規制等をはじめとする公法規制に適合しており、かつ、被告が原告らを含む近隣住民に対し同一の基準のもとに提示した損失補償の内容等を考慮すれば、原告らが被る被害は、ソーラー発電システムによる発電量の減少といった影響を考慮しても、なお社会生活上の受忍限度内というべきであり、不法行為が成立するものとは、いまだ認めるに足りないというべきである。

なお、原告らは、太陽光発電に対する日照被害は、地球環境の保護という観点から絶対に保護されるべき法益であり、受忍限度論は妥当せず、その侵害は、直ちに違法になる旨主張するけれども、今日の地域社会においては、多数の建築物が密集、隣接し合って存在することは避けられないことであり、先に建築物を建築した者の利益が後から建築物を建築する者の利益よりも常に優先するということとはできないものであって、そのこと

は、太陽光発電を行っている場合であっても同様であり、太陽光発電を行っている場合であってもそのことへの影響を含め、社会通念に照らし、社会生活上の受忍限度を超えているか否かによって違法性を判断することになるところ、原告らが行っている太陽光発電に対する影響を考慮しても、不法行為が成立するとはいえないというべきである。」

## 2. 損失補償約束ないし信義則に基づく補償金請求権の成否について

「前示のとおり、被告は、本件マンションの建設によって近隣住民が被る損失を填補するために、原告らを含む近隣住民に対し同一の基準のもとに損失補償を行うことを提示していたものであり、被告が提示した損失補償の内容を考慮することによって、原告らが被る被害について、社会生活上の受忍限度内と評価しうるものであるから、原告らは、被告からの損失補償の提示を受け、少なくとも、信義則に基づいて、その提示にかかる補償金の支払を請求することができるものと認めるのが相当である。（本訴における原告らの被告に対する損失補償約束に基づく補償金請求の意思表示は、被告の提示内容と重なり合う限度において、被告による損失補償の申入れに対する受諾の意思表示と見ることができるものである上、そもそも被告による損失補償の申入れは、それまでの原告らを含む守る会の住民との交渉経過を踏まえて、原告らを含む守る会の住民に対し同一の基準に基づいて公平に損失補償を行うことを申し入れたものであり、原告ら以外の守る会の住民に対してはその承諾を得てその申入れに従って損失補償を実行しているものであって、原告らはその内容を不満としたため本件訴訟前には損失補償合意に至らなかったからといって、被告において他の守る会の住民と同一の基準による損失補償の申入れを原告らに対する関係のみ撤回することは信義則上許されないものというべきであり、実際にも、被告において、そうした損失補償の申入れを原告らに対する関係で撤回したものと、認められないものである（ただし、ソーラー発電システムに対する影響を考慮した上乗せ補償の申出は撤回して

いる。)。さらにいえば、被告からの125万円の損失補償の提示に対し、原告らは、他の守る会の住民とは異なる事情として、原告らにおいてはソーラー発電システムを利用しており、それに対する被害は、一律の補償金によっては填補されていないことを理由に、上乗せ補償を求めるとともに、損失補償合意について、第三者に非開示とすることについても応じられないとの態度を示したために、損失補償の合意が成立しなかったというものであり、原告らにおいても、他の守る会の住民と共通する範囲においては被告から提示された補償金の支払に同意していたと評価することが十分にできるものであって、その限度においては、被告提示にかかる損失補償について合意がされたと同視できる事情があるともいえるものであり、いずれにしても、被告においては、原告らに対し、自らの提示にかかる他の守る会の住民と同一の基準による損失補償金の支払に応じる義務があると認めるのが相当である。)

もともと、原告らは、被告提示にかかる補償金額より過大な要求をしていたことから、被告においては自ら提示した損失補償金の支払ができなかったものであり、原告らに受領拒絶があったと同視しうる事情があったということができ、被告に履行遅滞があるとは認められず、遅延損害金については、認めることができない。

なお、原告ら主張の上乗せ補償については、被告との間で合意が成立していない以上、その請求は認められない(被告において、原告らとの個別交渉の過程で、ソーラー発電システムに対する影響を考慮し、補償金額の増額提示をしていることは、前記認定のとおりであるが、被告の増額提示の趣旨は、原告らに対する損失補償をめぐる問題がこじれて紛争状態となって訴訟などに発展することなく円満に解決できることを前提としたものであったことは明らかであって、原告らにおいてこれを受け入れることなく、訴訟提起に至っているものであり、被告においては、原告らと紛争状態となり、訴訟に至ったことにより、応訴の負担のみならず、対外的な影響も生じうる状態となっていることからして、先に提示した増額分の支払に応じなければならない理由はなく、信義則の視

点からも、原告らにおいて被告の提示にかかる増額分の請求を認めるべき理由はないというべきである。)]

### 3. 小括

上記判決は、太陽光パネルの出力低下を争いの対象として、日照権侵害に関する受忍限度を根拠に、原告の主張を否定した。しかし、これらはそもそも太陽光パネルによる売電収益が日照権によって保障されるものかどうかについての検討がなされないまま、受忍限度を前提として不法行為を認めなかったものであるが、そもそもこれまで日本の裁判所が認めてきた日照権は、建物の開口部に日照を受ける利益であり、受忍限度もこの利益を前提として判断されてきた。この際、建築基準法56条の2に定める日影規制適合性が重要な参照要素とされる傾向にある。しかし、この日影規制適合性は太陽光発電に対する日照阻害についての法的責任について、必ずしも有効な基準にはならないとする見解がある<sup>2)</sup>(秋野・森田 2014)。なぜならば日影規制は開口部への日照を保護するための規制であるが、太陽光発電設備は、屋上などに設置されるものであるため、日影規制によって太陽光発電設備への日照を保護することができないからである。このように判断の前提ないし基礎への検討が不十分であった可能性がある。

上記判例1以外に、隣地の新しい建物により太陽光発電の日照が阻害された事例については判事する裁判例として、福岡地裁平成30年11月15日判決は注目すべき判断を示している。特に、太陽光発電に関する「受光利益」の法的保護性を認めている点が注目されている。

## Ⅲ. 福岡地判平成30年(ワ)第358号損害賠償請求事件

### 1. 事実の概要

原告は、住宅地開発等を業とする株式会社であり、被告は、スウェーデンより輸入する組立建物の製造、販売等を業とする株式会社である。原告は、平成22年6月頃から、住宅地の開発を開始した。原告は、原告住宅地の南端に位置する駐車場部分に、隣接する被告住宅地(南方向)から太陽

光を受光することを前提とする太陽光発電設備（以下「本件設備」という。）を設置することとし、平成23年3月頃、これを完成させた。原告は、被告に対し、平成26年7月22日、本件設備に関して日照を阻害しないように配慮を求める書面を送付した。被告は、前記の原告の書面に応答することなく、平成26年11月頃から被告住宅地上に建物の建築を開始した。その結果、本件設備の一部分である太陽光モジュール（太陽光を受光するパネル部分をいい、以下「太陽光パネル」という。）の1.25メートルから1.5メートルほど南側に建物が立ち並ぶこととなった。原告は、平成29年10月26日付けで、福岡簡易裁判所に対し、被告を相手方として本件に関し民事調停を申し立てたが（同裁判所平成29年（公）第1号）、同調停は、平成30年1月25日、調停不成立となり終了した。原告は、平成30年2月7日、本件訴えを提起した。

## 2. 判決要旨

請求棄却（下線は引用者）

1. 本件建築行為が原告の権利又は法律上保護される利益を侵害するものであるか。

(1) 所有権の一内容としての発電する権利と受光利益の法的保護性について

「土地の所有者は、所有権の行使として当該土地を使用収益する権利があるところ、土地上に太陽光発電設備を設けて発電を行うことは土地の使用収益にほかならないから、土地上に太陽光発電設備を設けて発電を行う権利は、所有権の一内容として認められる。もっとも、そのような権利が、所有地上での所有権の行使のみならず、他者に対して、自己の設置した太陽光発電設備のための太陽光の受光を妨げられない権利ないし利益まで当然に包含するものではなく、別途考慮を要する。

そこで引き続き検討するに、本件のように土地上に太陽光発電設備を設けて発電を行う場合には、太陽光の受光はその土地の使用収益の方法において必要不可欠な資源であって、太陽光の受光が妨げられることは、その土地の使用収益の方法においては直接的な不利益となる。

そして、現在において、自然公園など原則とし

て工作物の設置が規制されるような場所を除いては、太陽光発電設備の設置を認めなかったり、許可制としたりするなどの規制は見当たらない。むしろ、（近年の国のエネルギー諸政策法は）太陽光発電を初めとする再生可能エネルギー源を用いた発電を促進普及させるために、国民や事業者に対して経済的誘因を与え、収益の予測可能性を高めることで導入を誘導する政策手法であり、具体的な施策として、再生可能エネルギー、とりわけ太陽光発電を行う者が経済的に一定の保証を得られるよう定めるものである。

これらを総合すると、太陽光発電を行っている者は、発電設備への太陽光の受光について密接な利害関係を有するものであり、法律上の保護が及んでいないと解することは相当でないから、その者らの有する太陽光発電のために太陽光を受光する利益（以下「受光利益」という。）は、法律上保護に値する利益に当たると解するのが相当である。

(2) 受光利益侵害の判断

「もっとも、太陽光発電は、再生可能エネルギー源（特措法2条4項）を用いた発電の一つとして、近年急速に普及し始めたものであって、建築基準関係規定でも住宅地における太陽光発電のための太陽光パネルの設置と近隣の他の建築物との関係を想定した規制を設けるには至っておらず、どの程度の受光が確保されれば権利ないし利益の侵害とならないかなどの明確な基準が存在しないことに加え、電力の安定的かつ適切な供給の確保及びそれに係る環境への負荷の低減を巡る今後の社会の情勢や政策手法の変更にも影響されるから、私法上の権利といい得るような明確な実体を有するものとは認められず、受光利益を超えて権利性を認めることはできない。

したがって、本件におけるように建物の建築行為が第三者に対する関係において太陽光の受光を妨げたからといって直ちに違法な利益侵害があるとして不法行為を構成するということとはできず、受光利益を違法に侵害するものとして不法行為を構成するかどうかは、被侵害利益である受光利益の性質と内容のほか、受光を妨げる建物が建築された所在地の利用用途、周辺の地域性、侵害され

る受光利益の程度、侵害に至る経過等を総合的に考察して、侵害された受光利益と建物を建築する利益とを比較考量して判断すべきである。もっとも、受光利益の性質と内容については、上記のとおり建築基準関係規定にも規制がなく、利益として保護され得る範囲について社会的に合意の得られる基準が設けられているものではないことや、太陽光発電の性質上、発電量及び余剰電力の販売益がどの程度に達するかは不安定であることを考慮せざるを得ないから、受光利益を侵害する行為が違法であるとされるのは、法令による規制に違反する建築物によるとか、発電量を著しく減少させるなど、その侵害の程度が強度といえるような場合に限られると解すべきである。」

## 2. 本件建築行為が原告の受光利益を違法に侵害するか否か

「被告は建築基準法その他の関係法令に適合する被告建物を建築したのであって、同建物は違法建築といえるものではないし、被告建物が本件設備の発電量の減少に与える影響は限定的であって、そのような状況に至った点について必ずしも被告の責めに帰すべきとはいえないから、原告の受光利益の侵害の程度が強度といえるような場合ではない。

したがって、本件建築行為が法令に違反するものではなく、本件設備による太陽光発電に対する影響も著しいものとはいえないから、本件建築行為は原告の受光利益を違法に侵害するものということはできない。」

## 3. 小括

判例2は、太陽光発電の権利侵害の基準や考え方を明確にする判例として、太陽光発電にかかわる受光利益の法的保護性を認めたものである。ただし、本件に関する違法侵害はないとして、侵害に関する経済的根拠についての考慮はなされていない。太陽光発電は現在、気候変動対策上極めて重要な発電設備である。ゆえに、太陽光発電をめぐってその権利に焦点をあてることは、今後他の場面でも受光利益の侵害を問い得るという意味でも重要である。以下、本評釈では主として財産権

侵害に焦点を当てて検討を加えることとする。

## IV. 検討

判決1、判決2はともに隣地の新しい建物により太陽光発電設備への日照が阻害された事例に対するものである。

### 1. 日照権と太陽光発電が求める日影規制のずれ

我が国現行法の下では、所有権の範囲内で土地や建物を自由に建築できるため、隣地の太陽光発電設備に日陰を生じさせたとしても、直ちに違法とはならないことを背景に、所有権の行使の結果が、他人の権利を侵害していると評価できるかどうかについては、受忍限度という考え方により適法性が判断されてきた<sup>3)</sup>。

しかし、上述の通り、日照権は、建物の開口部に日照を受ける利益であり、受忍限度もこの利益を前提として判断されてきたが、その際の参照基準である建築基準法56条の2に定める日影規制適合性は、開口部への日照を保護するための規制である。一方、太陽光発電設備は、屋上などに設置されるものであるため、日影規制による太陽光発電設備への日照の保護と全く同列で議論することはできない。

言い換えるなら、太陽光発電に対する日照権侵害の違法性の有無を「受光利益」で判断する新たな社会的要請が生じてきたといえる。

### 2. 受光利益と受光権

日本における太陽光発電は、固定価格買取制度や設置に係る補助金などの政策的誘因が与えられ、収益の予測可能性を高めることでその導入が誘導されている。つまり、太陽光発電を含む再生可能エネルギー設備を設置する者が、固定価格買取期間（さらには設備を継続して行うことができる状況下においては、その期間を超えて）発電による収益を得るために設置するもので、経済的に一定の保証を得るよう政策的に設計されており、法律上の保護の必要性は高まっている。さらに、固定価格買取制度の下、太陽光発電設置者の売電収入の原資は、賦課金を支払っている電力需要家全般であり、公益性の高い制度設計となっていることにも

留意が必要である。

従って、第三者の行為により発電効率が落ちた場合に法的保護を与える等、太陽光発電のために太陽光を受講する利益（「受光利益」）を、法律上保護に値する利益に相当するとした判決2の判断は意義深い。

ただし、判決2は、損害賠償までは認めていない。まず前提として本判決は「太陽光発電は経済活動としての域を出ない」として、日照権ないし人格権の保護範囲外とした。確かに従来の日影規制は太陽光発電収益保護には不十分である場合がある。しかし、日照権や人格権とは異なる、状況依存的な利益（太陽光パネルによる受光を遮る障害物が存在しない状況に依存して享受しうる経済的利益）に過ぎないか否かについては、その権利性をめぐっての争いがありうる。

### 3. 差し止め請求の可否

従来日本で認められてきた衛生上の利益、生活上の利益としての日照権は、人格権の一部として保護され、差し止めも認められてきた。しかし太陽光発電に日照を受ける法的利益は、固定価格買取制度を基盤として太陽光発電に対する投資を回収することができるかどうかという経済的利益に関することであり、金銭による補填が可能であるとの見解があった<sup>4)</sup>。判決2は、受光利益の法的保護性は認められたため、今後、利益侵害が違法と評価される場合には、一定の司法救済が与えられることになるものの、受光権のような形の「権利性」を認めたわけではない。これにより、違法判断のハードルがより高く設定されること（受光利益と対立する権利利益は、多くの場合、所有権等の財産権になろうが、財産権との対等な利益考量はなされず、受忍限度も採用されない）、司法救済の方法として、差し止め請求までは許されず、損害賠償請求しか認められないとされる可能性が指摘されている<sup>5)</sup>。

## IV. まとめ

太陽光発電設備と一緒に係る事案は、以下のように分類される。1、受光利益の存在を認識し、利益侵害が違法と評価される場合には、受光利益

に関する補償の主張が認められうる。

しかし、少なくとも固定価格買取制度などによって受光利益は経済的価値を有している。また、今後FIP制度への移行や自家消費などの増加が認められるとしても、経済的価値が一定程度発生することには変わりがない。むしろ、電力市場改革の中で、再生可能エネルギーの環境価値を取引する専門の市場も設計されつつある中で、受光利益の経済的価値を認めない判断は公平性を欠くものと考えられる。

一方、判決2でも指摘があるように、太陽光発電は、再生可能エネルギーを用いた発電の1つとして、近年急速に普及し始めたものであって、建築基準関係規定でも住宅地における太陽光発電のための太陽光パネルの設置と近隣のほかの建築物との関係を想定した規制を設けるには至っておらず、どの程度の受光が確保されれば権利ないし利益の侵害とならないかなどの明確な基準が存在しない。

なお、アメリカでは、州及び地方自治体の中に、Solar Rightsとして太陽光発電を担保する政策が導入されつつある。これは我が国で考えられるところの受光権に近い概念であろう。2021年時点でアメリカではの州政府及び自治体においてSolar Rightsを法的に認めている。Solar Rights確保のために用いられる法的対応を大きく分類すると、土地所有に付随する空中権の移譲を伴うもの、地区協定等による保護、および、都市計画土地利用計画の枠組みの中で太陽光発電所認可制度を導入するものなどがある。特にゾーニングや斜線規制等の各種規制的手段を組み合わせ、発電に必要な日照の確保に努める規定も設けられている。また、発電に必要な日照が一定の規定の下担保されていることから、仮に近隣の開発による日照の減少などにより訴訟問題に発展した場合にも有利に判断される可能性が高い<sup>6)</sup>。

一方、日本の再生可能エネルギー政策にと、その周辺政策との有機的連携が生じているかは疑問が残る。今後は諸外国の例も参照しながら、建築基準関係法規の見直しを行い、太陽光受光による経済的価値を保護できる法的体系を確立していくことが必要であろう。

## 注

- 1) 資源エネルギー庁 (2021) 『令和2年度エネルギーに関する年次報告 (エネルギー白書2021)』 <https://www.enecho.meti.go.jp/about/whitepaper/2021/pdf/>
- 2) 秋野卓生・森田桂一 (2014) 『住宅用太陽光発電・プチソーラーの法律実務』 中央経済社
- 3) 同上
- 4) 同上
- 5) 越智敏浩 (2019) 「太陽光発電にかかる受光利益の法的保護性が認められたが、違法侵害はないとされた事例」『TKC ローライブラリー 新・判例解説ウォッチ・環境法 No.83 文献番号 z 18817009-00-140831725
- 6) 諏訪 亜紀 (2016) 「気候変動問題対策としての再生可能エネルギー政策—アメリカ・ソーラーアクセス権をめぐる政策課題認識から—」『環境経済・政策研究』 Vol.9, No.1

# **Infringement of Rights to Light for Producing Electricity: Cases on Photovoltaic Interruption**

SUWA Aki

〈Abstract〉

With the increasingly pressing climate change threat, introduction of renewable energy has become an urgent imperative. Regarding solar power generation, there are cases where development of photovoltaic (PV) facilities cause conflict between property owners and his/her neighboring parties, upon seeking of the right to access on solar light for power generation purpose. This article illustrates two Japanese lawsuits in which property owners argue upon potential infringement over solar access, due to the newly developed structure nearby, and analyze challenges with respect to current legal system.

PVs are expected to play increasingly important role in supplying electricity, and the access rights to sufficient solar light, including its economic consequences, shall be fully argued in legal community in Japan.

Key words : Solar access, Photovoltaic, Climate change, Solar right